

<市第 3 号議案関連資料>

市第 3 号議案 地方税法第314条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる
 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 新たに条例で指定する法人

(1) 法人の名称

- ア 特定非営利活動法人 たんぽぽ会
- イ 特定非営利活動法人 ユースポート横濱
- ウ 特定非営利活動法人 森ノオト

(2) 改正の内容

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに条例で指定するため、別表に法人の名称等を追加します。

2 条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成30年 1 月 1 日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地の 3	令和 2 年 1 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人 S T スポット横濱	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町 1 番地の 19	令和 4 年 1 月 1 日から 令和 9 年 6 月 30 日まで
<u>特定非営利活動法人 たんぽぽ会</u>	<u>旭区笹野台二丁目 9 番 28 号</u>	令和 5 年 1 月 1 日から 令和10年 6 月 30 日まで
<u>特定非営利活動法人 ユースポート横濱</u>	<u>中区相生町 3 丁目 61 番地</u>	令和 5 年 1 月 1 日から 令和10年 6 月 30 日まで
<u>特定非営利活動法人 森ノオト</u>	<u>青葉区鴨志田町 818 番地の 3</u>	令和 5 年 1 月 1 日から 令和10年 6 月 30 日まで

追加

3 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (四) 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

4 参考資料

- (1) 法人の概要 別紙1
- (2) 指定の申出に係る審査等の経過について 別紙2
- (3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抄） 別紙3

指定を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 たんぽぽ会
代表者の氏名	理事長 紺野 広巳
主たる事務所の所在地	横浜市旭区笹野台二丁目9番28号
設立年月日	平成17年3月11日
定款に記載されている目的	本会は、子どもたちに対して集団の中で心身ともに健やかに成長することができる保育事業を行い、同時に産休明けすぐから長時間預けられる保育環境の実現によって父母の労働を保障し、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
活動分野	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動
事業の概要	(1) 保育事業 (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市旭区

指定を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 ユースポート横濱
代表者の氏名	理事長 熊部 良子
主たる事務所の所在地	横浜市中区相生町3-61 泰生ビル2階
設立年月日	平成18年9月21日
定款に記載されている目的	この法人の目的は、孤立状態にあることで困難を抱えている人に対して、その人がありたい姿に近づけるよう就労や生活に関する支援をし、支援を通じて発見した課題に取り組むことによって、社会に貢献することである。
活動分野	(1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	(1) 就労や生活に関する相談・援助活動 (2) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業 (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 (4) 地域社会との協働による新しい働き方・働き場の創出 (5) 職業紹介事業 (6) 前各号に掲げる事業に関する政策提言・実行 (7) 前各号に掲げる事業に関するコンサルティング (8) その他、目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市西区、港北区

指定を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 森ノオト
代表者の氏名	理事長 北原 まどか
主たる事務所の所在地	横浜市青葉区鴨志田町 818 番 3
設立年月日	平成 25 年 1 月 7 日
定款に記載されている目的	この法人は、広く一般市民を対象として、環境に配慮し持続可能な地域社会をつくるため、環境保全活動や環境啓発活動を通じて地域交流事業を行い、自然共生・地域循環型のライフスタイルを提案していくことで、人と自然、農が調和できるようなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
活動分野	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 環境の保全を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 経済活動の活性化を図る活動 (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	(1) 環境や社会活動の普及・啓発事業 (2) 農体験、里山保全、環境教育などを通じた地域交流事業 (3) 地産地消を推進する事業 (4) 自然エネルギーを普及する事業 (5) 男女共同参画を推進する事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市青葉区

指定の申出に係る審査等の経過について

1 指定の申出の受付

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで指定の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人たんぽぽ会、特定非営利活動法人ユースポート横濱、特定非営利活動法人森ノオトから指定の申出がありました。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

指定の申出に係る書類について、申出日から2週間、公衆の縦覧に供しました。

3 申出法人の審査

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

(1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(2) 実態確認調査

特定非営利活動法人たんぽぽ会は令和5年2月10日、特定非営利活動法人ユースポート横濱は2月7日及び2月8日、特定非営利活動法人森ノオトは2月13日に法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(3) 欠格事由の照会

神奈川県警察等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

(4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定について、令和5年3月6日に、横浜市市民協働条例第17条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定することは妥当であるとの意見をいただきました。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成 24 年 12 月 28 日

条例第 59 号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例(昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号)第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間を別表のとおり定める。

(附則省略)

別表

(平 25 条例 38・平 25 条例 68・平 26 条例 33・平 26 条例 84・平 27 条例 43・平 28 条例 35・平 28 条例 66・平 29 条例 25・平 29 条例 48・平 30 条例 43・平 30 条例 63・令元条例 7・令元条例 38・令 2 条例 26・令 3 条例 28・令 3 条例 53・令 4 条例 23・令 4 条例 42・一部改正)

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地の 3	令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ST スポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人おれんじハウス	神奈川区栄町 1 番地の 19	令和 4 年 1 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで